農地中間管理事業

令和5,6年度版

皆さんの農地を活かします！

農地の集積・集約化にご協力を！

一般社団法人 京都府農業会議
（京都府農地中間管理機構）

ホームページ●https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farmbank/

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは……

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（機構）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸し付ける制度です。

事業対象農用地　●市街化区域の農用地を除く農地

地域の話し合い

これまで、地域での話合いにより、**「京力農場プラン」**が作成されてきましたが、農業者の減少や耕作放棄地が拡大するなか、地域の農地が適正に管理され利用されやすくなるよう、担い手農家等に農地の集約化等を加速することが求められています。

このため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、「京力農場プラン」が**「地域計画(目標地図)」**として**法定化**され、**地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化**するとともに、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化等を進める**こととなりました。

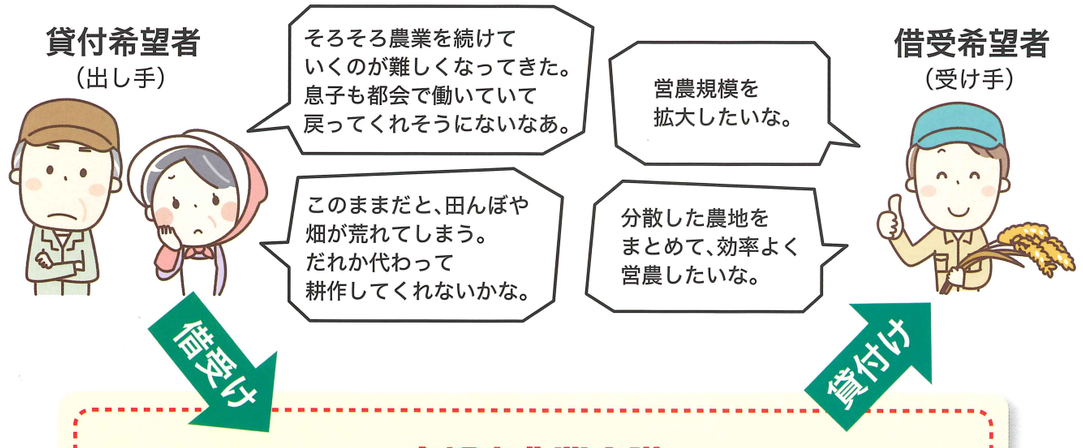

京都府農業会議
（京都府農地中間管理機構）

平成26年度に全国に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。京都府では、一般社団法人京都府農業会議が、農地中間管理機構として知事の指定を受け、市町村や農業委員会等と連携し、農地中間管理事業を推進してます。

機構事業のメリット

- 公的な機関が間に入りますので、安心して、安定的に農地を貸し借りできます。
- 貸付にあたっては、地域の農業に配慮して「京力農場プラン」や**「地域計画(目標地図)」**等で位置づけされる担い手に集約して農地を貸付け、有効活用します。
- 機構を介することにより、市町村域を超えた広域的な担い手等への貸借も可能となります。
- まとまった農地を担い手に貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域あるいは個人に機構集積協力金が支払われます。(詳細は、市町村窓口に確認)

農地中間管理事業による農地の借入・貸付手続フロー

農地を貸したい、借りたい場合

農地の貸付・借受希望相談

農地を貸したい、借りたい場合は、市町村の農政担当課（裏面参照）、または地域の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談ください。また、すでに借受・貸付の候補者がいる場合は、その旨申し出てください。

↓

マッチング

市町村が策定中の地域計画（目標地図）や、これまでの担い手農家への集積・集約状況等を基に、市町村・農業委員会、機構が貸付希望者と借受希望者とのマッチングを行います。

↓

貸借の成立

マッチングが成立すれば、機構が貸付希望者から農地を借り受け、借受希望者に農地を貸し付けます。
※手続きは、旧農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める「農用地利用集積計画」の公告により行います。

機構が借り入れる農用地等の基準

①市街化区域の農用地を除く農地等であること
②貸付希望農地の賃借料が適切であること
③今回の貸し借りにより、担い手農家の営農効率があがること
④再生不能と判断される遊休農地などでないこと
⑤市町村が検討する地域計画（目標地図）等に基づく借受候補者がいること
⑥借入期間は原則10年（短縮５年）とする

機構が農用地を貸し付ける相手の要件、考え方

①市町村が策定、検討している地域計画（目標地図）に借受者として位置づけられること
②農業用機械や施設などの資本整備が営農に必要な水準であること

考え方
- 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せられること
- 既に効率的な農業を行っている担い手等の経営に支障を及ぼさないこと

機構が農用地を借り受け、貸し付ける基本事項、組織体制

①貸借は、賃貸借、使用貸借の２種類・・・無償の使用貸借が主流（9割）
- 賃貸借の場合は、保証金、保証人のどちらかが必要です。
- 賃借料は、毎年、12月1日に借受者口座から引落とし、12月25日に貸付者口座に振込みます。

②相続等が発生した場合は、変更届により権利者の交替ができます。
- 相続人の1/2を超える同意により、相続人代表者による手続きも可能です。
- 納税猶予の適用を受けている相続人が、機構に貸付けした場合は、納税猶予が継続されます。（税務署への届出書提出が必要）

③事業についての窓口業務は市町村にお願いしており、また、各地域ごとに機構現地推進役を配置していますので、お気軽に裏面窓口にご相談ください。

農地の売り買い（特例事業）

農地中間管理機構が、離農農家や経営規模を縮小する農家等から農地を買入れて、規模拡大により経営の安定化を図ろうとする担い手農家に農地を売渡す事業です。

農地を売りたい方は

- ▶ 譲渡所得（800万円）の特別控除が受けられます。
- ▶ 土地代金は契約・登記後、速やかに確実にお支払いします。

事業要件

- 対象農地が農振農用地であること
- 受け手が担い手農家であること
- 相続、住所変更、抵当権の抹消等の登記ができていること

農地を買いたい方は

- ▶ 低利の資金が優先的に借りられます。
  - ●農業経営基盤強化資金（スーパーL）
  - ●経営体育成強化資金
- ▶ 所有権移転登記に必要な登録免許税が15／1000から10／1000に軽減されます。
- ▶ 不動産取得税の1／3相当額が控除されます。

相談窓口

一般社団法人　京都府農業会議（京都府農地中間管理機構）
〒602-8054　京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104の2　京都府庁西別館　TEL.075-417-6868

令和5年度　現地推進役

担当地域	世話役氏名	連絡先	担当市町村
京都乙訓	小森　聡	080-7406-7094	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山　城	澤﨑　肇	090-6076-3592	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南　丹	原田　清弘	080-4636-7497	亀岡市、南丹市、京丹波町
中　丹	森　治男	080-3629-8199	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹　後	増田　英雄	080-9464-7205	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

市町村

地域	市町村名	郵便番号	住所	担当課	電話
京都・乙訓	京都市	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	農林企画課	075-222-3351
	向日市	617-8665	向日市寺戸町中野20番地	産業振興課	075-874-2485
	長岡京市	617-8501	長岡京市開田1丁目1番1号	農林振興課	075-955-9514
	大山崎町	618-8501	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	経済環境課	075-956-2101
山　城	宇治市	611-8501	宇治市宇治琵琶33番地	農林茶業課	0774-20-8723
	城陽市	610-0195	城陽市寺田東ノ口16番地17番地	農政課	0774-56-4005
	八幡市	614-8501	八幡市八幡園内75番地	農業振興課	075-983-2703
	京田辺市	610-0393	京田辺市田辺80番地	農政課	0774-64-1362
	木津川市	619-0286	木津川市木津南垣外110-9	農政課	0774-75-1220
	久御山町	613-8585	久世郡久御山町島田ミスノ38番地	産業・環境政策課	075-631-9964
	井手町	610-0302	綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地	産業環境課	0774-82-6168
	宇治田原町	610-0289	綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1	産業観光課	0774-88-6638
	笠置町	619-1303	相楽郡笠置町笠置西通90番地の1	建設産業課	0743-95-2326
	和束町	619-1295	相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2	農村振興課	0774-78-3008
	精華町	619-0285	相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地	農政課	0774-95-1903
	南山城村	619-1411	相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1	産業観光課	0743-93-0105
南　丹	亀岡市	621-8501	亀岡市安町野々神8番地	農林振興課	0771-25-5036
	南丹市	622-8651	南丹市園部町小桜町47番地	農業推進課	0771-68-0060
	京丹波町	622-0292	船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1	農林振興課	0771-82-3808
中　丹	福知山市	620-8501	福知山市字内記13番地の1	農林業振興課	0773-24-7044
	舞鶴市	625-8555	舞鶴市字北吸1044番地	農林水産振興課	0773-66-1023
	綾部市	623-8501	綾部市若竹町8番地の1	農政課	0773-42-4266
丹　後	宮津市	626-8501	宮津市字柳縄手345番地の1	農林水産課	0772-45-1626
	京丹後市	629-2501	京丹後市大宮町口大野226番地	農業振興課	0772-69-0410
	伊根町	626-0493	与謝郡伊根町字日出651番地	地域整備課	0772-32-0505
	与謝野町	629-2498	与謝郡与謝野町字加悦433番地	農林環境課	0772-43-9023

令和5年9月作成